

基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成

対象事業	現状・課題	意見	担当課	回答
【事業番号 1】 人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習 報告書 P3、計画書 P34	・現状としては、1日に家事に費やす時間には、男女差があるが、特に高齢の男性の意識を変えるのは難しい。 ・男性の家事に費やす時間が少なく、男性の意識を変えていく必要がある。	・こどもの頃から、家事は男女関係なくさなければならぬ、との考えを持てるように教育が必要。 ・男性が家事に参画しようとする際に、女性が家事の仕方に指摘を入れるなど、家事参画を阻んでいる場合もあるため、男性の意識を変えると同時に、女性の意識を変える必要がある。	学校教育課	学校では、家庭科の授業で、料理、掃除、洗濯などの具体的な家事の技術を習得するだけでなく、家事の役割分担や、家族の一員としての役割について考えたり、道徳の授業で、男女平等や相互尊重、協力することの大切さについて考えたりしています。こどもの頃からのこのような学習の積み重ねにより、自立した生活を送るための基盤や、男女が協力し合うより良い社会を築いていくことができるよう指導の充実を図ってまいります。
		・男性が家事に参画しようとする際に、女性が家事の仕方に指摘を入れるなど、家事参画を阻んでいる場合もあるため、男性の意識を変えると同時に、女性の意識を変える必要がある。	市民協働課	男女共同参画推進事業の一環で、男性の家事育児参画推進のために「男性の料理入門」等の啓発事業を実施し、性別間の様々な課題の解消に向けて啓発事業を実施しています。いただいたご意見も参考に啓発事業を実施していきたいと思っております。
【事業番号 2】 教職員の研修の実施／話し合いの場の確保 報告書 P3、計画書 P34	・報告書の成果・課題の欄に、「セクハラ事案は発生していない」と記載されているが、本当に鳥栖市内の現場で事案が発生していないのか疑問に思う。	・被害者がセクハラ被害を受けていると、気づいていない場合もあるのではないかと。特に、知識のない子供が被害を受けている場合、その被害に気づいていないということも大いにあるのではないかと。 ・こどもの頃からの教育で、どのようなことがセクハラ被害にあたり、被害にあったらすぐに相談しなければならない、ということをお教える必要がある。	学校教育課	子どものセクハラ被害防止のため、相談体制の整備が大切であると考えます。日頃の子どもへの声掛けとともに、教員間、保護者との連携、スクールカウンセラーの活用など、相談体制を充実させてまいります。 子どものSOSに気づくことができる教職員向けの研修や「いや」と言うことができ、助けを求められることができる子ども向けの研修など、体験的に学習できるよう研修機会の充実を図ってまいります。
		・報告書の実施状況の欄に、「市内小中学校ではセクハラ相談体制が整備されている」とだけ記載されている。	・相談体制は、相談があった際に十分に機能することが重要なため、そこまで記載したほうが良い。	学校教育課
【事業番号 4】 職場体験の充実／進路指導の充実 報告書 P3、計画書 P34	・これまで男性中心に担われてきた職業に、女性が参入することは大事だが、同時に、女性中心に担われてきた職業に男性が参入していくことも重要。	・女性を中心に担われてきた職業に男性が参入していくためには、給与の男女差を是正していく必要がある。	市民協働課	「女性活躍推進法」に基づき、事業所においては「事業主行動計画」を策定し、その中で男女間の給与の格差等の課題にも取り組むようになっております。市といたしましては、引き続き男女共同参画の啓発事業の一環として、事業所等に向けた制度や法律の周知に努めていきたいと考えております。

【事業番号 13】 男女共同参画週間における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業の PR／各種啓発資料の作成・配布 報告書 P7、計画書 P35	・市の公式ラインがあるが、なかなか活用が進んでいない。	・ラインに限らず、提供された情報に興味がない場合は、見られないことが多いが、まずは、ラインの登録者を増やして、情報を受け取る人を増やしていく必要がある。 ・高齢者が情報を受け取りやすくする必要がある。	情報政策課	市公式ラインを含め SNS の QR コードを市報に掲載しており登録を呼びかけています。 図書館などの公共施設に SNS の QR コードを掲示するなど登録者の増加に努めていきます。 インターネット環境のない高齢者等に向けての情報伝達手段として「デジタルテレビのデータ放送（d ボタン広報紙）」による情報提供を行っています。
	・男女共同参画に関する各種セミナーを開催しても、参加者が少なく、人集めに苦労している。	・セミナーのタイトルに、大きく「男女共同参画」等を記載すると、堅苦しさが感じられてしまう。セミナーの内容が、より分かりやすく、興味を持ってもらえるような広報をする必要がある。	市民協働課	市で行う啓発事業においてセミナーを実施する際は、いただいたご意見を参考に、タイトル・内容について工夫し、より分かりやすく、興味を持ってもらえるような広報をしていきたいと考えております。

基本目標2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現

対象事業	現状・課題	意見	担当課	回答
<p>【事業番号 19】 男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・マニュアルの整備／男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施 報告書 P9、計画書 P36</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座について、昨年度の実績は7回開講とのことだったが、鳥栖市の規模を考えると、少ないように思う。 ・働く世代の人々は、このような講座があることを知らない人が多いし、参加する機会も少ないように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を積極的に開講するとともに、周知を進めたほうが良い。また、働く世代に向けて、例えば企業に直接出向くなど、若い世代が参加できる機会が開かれるとよい。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座については、主に地域の自治会や老人会などの団体からの申し込みが多いが、企業からも相談があれば実施しています。 また、出前講座だけでなく各町区で自主防災組織の訓練が開催されており、訓練の内容次第では防災講話も実施することがあります。 ・近年、災害が頻発している状況から、防災の出前講座の申し込みや自主防災組織の訓練については増加傾向にあり、また、より多くの世代の方が参加できるよう休日や夜間に開催するなど工夫をしている団体が多いです。（実際に休日や夜間に開催した講座・訓練については、働く世代の方々も多く参加されています。） ・防災啓発の取り組みとしては、市ホームページや防災チラシの回覧など様々な情報発信ツールを使用して、より多くの市民に情報が届くよう周知しています。 ・出前講座などに参加することが難しい場合は、インターネット（市ホームページ等）や防災チラシなどから防災について学ぶことも一つの方法として検討していただければと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターは、災害時は避難所となるが、避難用の備品が充実しておらず、また、センターによって配置されている備品に違いがある。 ・鳥栖市内でも、地区によって状況が異なり、避難所に行くまでが危険な人もいるため、自宅の方が安心できるという人もいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に毛布などの寝具があれば、避難しやすくなるのではないかと。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所であるまちづくり推進センターには、避難者への貸出し用としてプライバシーの保護及び感染症対策のための仕切り用パーティションや防災マット、また寝具類では毛布や枕が配備されています。 ・基本的な避難の考え方として、「自助」の観点から避難する際の食料や寝具等については、各自で準備・持参してもらうように周知しています。 ・前提として、避難とは「難（危険）を避ける」ことです。避難の方法については、まちづくり推進センターといった公的な避難所に行くことだけではなく、自宅が安全であれば「在宅避難」、安全な地域にある親戚・知人宅やホテルなどの宿泊施設に行くことも避難であるとして出前講座等の防災講話や市ホームページや防災チラシなどで周知・啓発を行っています。 ・また、大雨や台風時に市が発令する避難情報については、危険な状況になる前に余裕をもって市民の方が避難できるよう、極力早めのタイミングで避難情報を出すように心がけています。

【事業番号 20】 母子保健事業の推進 報告書 P9、計画書 P36	・市の取組の効果や世相を反映して、子の健診や育児教室に参加する父親が以前に比べて増えたが、より多くの父親が参加してもらうためには、より積極的かつ多様な情報発信が必要。	・他自治体では YouTube で育児方法を発信している。対面の教室・市報以外にも SNS やインターネット等を用いた手段をよる充実させていくと良い。	健康増進課	子どもの成長・発達に関する相談や保健指導は、個々に応じた対応が必要になりますので、本市としましては、今後も保健師、助産師、管理栄養士等による個別対応を継続して実施します。
	・主な広報手段である市報は、区費を払っていないアパートの住民等若い人には届かない。ホームページや公式 LINE 等の手段で周知する必要がある。 ・公式 LINE 等は関心のある人しか見ない。	・転入手続きをする市民課窓口に公式 LINE の QR コードを大きく書いたものを掲示したら、公式 LINE の登録者が増えるのではないか。 ・公式 LINE の登録者にポイントを付与する等のインセンティブを与えたら、登録者が増えるのではないか。	情報政策課	・市報は図書館やサンメッセ、各まちセンに設置しており誰でも入手可能。ホームページからも市報の閲覧は可能。市報に掲載している市関連の記事は原則ホームページでも公開しています。 ・事業番号 13 の回答同様に、SNS の QR コードの窓口設置を進めていきます。 ・LINE に限らず、SNS 登録者や市報の読者向けの企画などで関心を高める方を検討したいと思います。 ・自治体ポイント制度については、目的や費用対効果などその運用について十分な検証が必要と思われます。
【事業番号 22】 経済的に困難を抱える家庭への支援（担当課：学校教育課） 報告書 P10、計画書 P37	・市立小中学校の女子トイレに生理用品を無償配布すると計画書にはあるが、令和 5 年度は実施していない。「生理の貧困」対策のためにも継続して実施が必要。	・防災の備蓄品に生理用品があるなら、そのうちの一部の生理用品を学校に設置したらいいのではないか。 ・フードバンクのように個人の家庭等から生理用品の寄付を募り、集めたら良いのではないか。	学校教育課	本市には、生理用品が防災のために備蓄されており、3 月の入れ替えのタイミングで学校へ設置することとしております。 来年度は、防災備蓄品を学校に再配置し、再配置したもので不足がでないか検証いたします。その上で寄付について熟考いたします。
【事業番号 24】 特別保育事業の実施（担当課：こども育成課） 報告書 P10、計画書 P37	・子どもが急に熱を出した際、預かってくれる施設がなく、親も仕事を休めなくて困ったことがある。	・病後児保育・病児保育は鳥栖市でも現在実施しているが、預かってくれる施設・受入人数が少ない場合があると聞く。施設数や受入人数を増やして充実させる必要がある。	こども育成課	現在、新たな病児保育施設を整備中であり、令和 7 年度には開設を予定しています。
【事業番号 25】 放課後児童クラブ事業の充実（担当課：生涯学習課） 報告書 P10、計画書 P37	・待機児童の数が報告書に記載されている。以前保育所の入所待ちになったとき、市の窓口で保育所の待機児童数を聞いたら「把握していない」との回答だったが、放課後児童クラブの場合は市は待機児童数を（随時）把握しているのか。	・保育所の利用者数が年齢が上がると放課後児童クラブの利用者数になる可能性があるため両者は関連していると考え。こども育成課と生涯学習課の間で連携を取り、将来の計画等についての情報の連携や共有、分析をしていく必要があると考える。	こども育成課	両事業とも本市の子ども・子育て支援事業計画において、情報連携し、5 年間の見込みとその方策を策定しております。
			生涯学習課	なかよし会については毎月の待機児童数を把握しています。 民設事業者については随時の待機児童数は把握していません。

基本目標3 男女がいきいきと働きともに支える社会づくり				
対象事業	現状・課題	意見	担当課	
【事業番号 82】 男性職員の育児休業出産補助休暇等の取得の周知／職員のノー残業デーの推進／職員の育児短時間勤務制度の活用 報告書 P28・31、計画書 P45	・鳥栖市の男性職員の育休取得率は R5 年度実績が対象者の 50%であり、100%ではない。民間企業も含めた社会全体で、周囲の理解がなかったり、職場の人手不足、周囲に男性で育休を取った人がいないなどの男性が育児休業を取りづらい状況がある。	・職場が、育児休業の職員の代わりに業務を行う周囲の職員に対して、評価や査定に判定に加え、インセンティブを与える。 ・育児休業を取得する職員への理解を深めるために管理職等の上司に対する啓発研修・出前講座を実施。	総務課	以前と比較すると男性職員も育児休業の取得者が増えてきており、長期間取得する職員も増加してきています。 育児休業者に対する周囲のサポートについて、インセンティブを与えることは困難ですが、育児休業職員の代替として、必要に応じて会計年度任用職員を配置しています。 管理職等の研修においてもマネジメント研修等を行っており、仕事の役割分担を見直すとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていきます。
		・育児休業を取得する職員への理解を深めるために管理職等の上司に対する啓発研修・出前講座を実施。	総務課 (職員研修)	上記の回答と同じ
			市民協働課 (出前講座)	市民に対する出前講座で男女共同参画の基本的な考えなどを周知しております。要請があれば市内の事業所等にも出向いて出前講座を実施しております。男性の育児休業についてはその中で周知を図って参りたいと考えております。
	・長時間残業、サービス残業が多く、男性が家事・育児に関われない。育児休業がとれない	・民間企業も含めた社会全体で、部署内の職員全員の残業時間を部署内の職員が共有し、残業時間が多い職員に対しては他の職員が手伝う体制を作る。手伝った職員の評価や査定に反映して、インセンティブを与える。	総務課	上記の回答と同じ
【事業番号 68】 女性職員の管理職への登用 報告書 P25・31、計画書 P43	・市の女性の管理職が少ない。 ・背景には女性が責任のある仕事につきたがらない傾向が考えられる。 ・女性が家庭と仕事を両立しにくい環境もその背景にはある。	・保育所を利用していても、女性が第2子出産で育児休業をとると第1子は保育所から幼稚園に変わらないといけないと聞いた。環境が変わるのは子どもにとって好ましくないため、保育所をそのまま継続して利用できるような柔軟な制度・対応にできないのか。 ・病児保育等の制度はあるものの、受入人数や施設数が少ないので利用しづらい。	こども育成課	育児休暇の前から保育所を利用しており、第2子出産後1年以内に復職予定の場合は、継続して利用可能としています。 病児保育施設については、令和7年度に新規開設を予定しています。